

1. 安全操作上で警告灯に対する所定の色彩識別力が必要不可欠であるとエビデンスを以て判断されるのであれば、現物（あるいはそれに類するもの）を使用しての判定を実施することとし、それらとは本質的に無関係である眼科的色覚検査は実施しないこと。

(国土交通省回答) 頂いたご意見や、無人航空機の講習団体等の考え方等も踏まえ、色覚検査の基準や実施方法等についての検討を行ってまいります。

2. 警告灯など安全上必要な基準については、色覚多様性を尊重した誰でも見やすく判断しやすいカラーユニバーサルデザイン（色彩、形状など）に十分に配慮した基準とすること。

(国土交通省回答) 頂いたご意見や、無人航空機を製造するメーカー等の考え方等も踏まえ、検討を行ってまいります。